事業所の皆様へ

～事業所等で感染者が発生した場合～

（ハイリスク施設、保育所、幼稚園、小学校等を除く）

R5.3.13時点

©2014 大阪府もずやん

事業所等で感染者が発生した場合は、原則、保健所による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は行いません。

事業所の皆様におかれましては、引き続き感染対策の徹底をしていただくとともに、事業所内で感染者が発生した場合は、以下のご対応をお願いします。

□ **事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はありません。**

□ **事業所等で感染者と感染可能期間（※1）に接触があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として７日間）はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、事業所内に周知してください。**
また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診することを促してください。

□ **事業所等で感染者と感染可能期間に接触があったもののうち、会話（大声や飛沫が飛ぶ会話を想定）の際に基本的な感染対策（※2）を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間（例えば５日間の待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策を行ってください。**

※１　感染者が感染力を持っている期間（フロー参照）
※２　手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等

事業所内で感染者が発生した場合の対応確認フロー

感染者が感染力を持っている期間（感染可能期間）は？

○　感染者が有症状の場合　症状が出た日の２日前（令和　年　月　日）から
○　感染者が無症状の場合　検体をとった日の２日前（令和　年　月　日）から

↓

事業所内で感染者の感染可能期間に、感染者と接触があった。

はい ↓

事業所内で感染者の感染可能期間に、感染者と、基本的な感染対策（手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等）を行わず飲食を共にすることがあった。

はい ↓

一定期間（例えば5日間の自宅待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること。

いいえ ↓

引き続き、事業所内での感染対策を徹底し、念のため感染者の最終出勤日から７日間は事業所内で症状のある人がいないか確認してください。

いいえ ↓

・出勤を含む外出を制限する必要はありません。
・一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触を避ける等の対応をしてください。

※いずれの場合も体調不良になった場合は、速やかにかかりつけ医等医療機関を受診することを促してください。
かかりつけ医がない場合等ご相談はこちら ☞ 大阪府　受診相談センター　検索

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課　大阪府